



白環第548号
平成27年10月21日

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬直己 様

千葉県白井市長 伊澤史夫



放射線対策事業に要した費用の請求について

当市は、平成23年3月11日に発生した貴社福島第一原子力発電所の爆発事故（以下「事故」という）により放出された放射性物質による環境汚染に対し、市民の安全・安心を確保することを目的として、除染等の措置、空間放射線量率の監視、食品・水・土壌等の検査、市民への正確な情報提供及び風評被害の防止等の事業を行うため、多大な費用と労力を費やすことを余儀なくされました。

また、事故から4年余りを経た現在でも、市民の安心は十分に確保されたとは言えない状況であり、今後も、中長期的なモニタリング、健康管理など、きめ細やかな対応が求められているところです。

これらの事態は、いずれも事故によって引き起こされたものと考えられることから、当市は、原因者負担の原則に基づき、貴社に対し、平成26年度の放射線対策事業に要した費用を下記のとおり請求します。

なお、平成27年度以降に生じた放射線対策事業に要した費用については改めて請求します。

記

1. 請求額 16,403,574 円

内 訳（詳細は別添資料のとおり）

- ・除染等の措置及びその関連費用 1,140,879 円
- ・食品、水、土壌等の検査及びその関連費用 3,331,496 円
- ・空間放射線量率の監視及びその関連費用 614,872 円
- ・その他放射線対策事業に要した費用 11,316,327 円

※平成24年3月13日付け白環第877号、平成24年5月21日付け白環第140号、平成25年6月17日付け白環第232号並びに平成26年7月11日付け白環第262号で請求済みの費用及び本日までに貴社と白井市が賠償金の受領額について合意した費用については上記の請求額に含めていません。

※国、県等の補助金等又はその他の歳入で充当した費用は上記の請求額に含めていません。